



多賀城市

包括連携協定に関するガイドライン

令和8年8月

多賀城市企画経営部企画課

目 次

1. 目 的

- (1) はじめに
- (2) 本ガイドラインについて
- (3) 用語

2. 包括連携協定について

- (1) 包括連携協定とは
- (2) 包括連携協定のイメージ

3. 締結までの流れ

- (1) 締結の判断
- (2) 締結のフロー

4. 締結の判断基準

- (1) 市の施策との整合性
- (2) 公共性及び公益性
- (3) 具体性及び実現性
- (4) 相互連携による効果
- (5) 法令等への適合性
- (6) 財政負担等の妥当性

5. 締結後の流れ

- (1) 連携事業の実施
- (2) 連携事業の把握
- (3) 連携事業の公表
- (4) 包括連携協定の期間
- (5) 包括連携協定の見直し
- (6) 報告会の開催

1. 目 的

（１）はじめに

近年、人口減少や少子高齢化、気候変動、デジタル化の進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、行政のみで全ての社会課題の解決を図ることは困難となっています。

また、本市では、第六次多賀城市総合計画に掲げる「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」の実現を目指し、各種事業を展開しており、特に、賑わい創出や生業を含めた地域の活性化についても、行政だけで成し遂げることは難しい状況です。

一方で、民間企業などでは、企業の社会的責任（ＣＳＲ）への関心が高まっており、事業活動を通して自主的に社会に貢献する取組が広がっています。こうした取組と行政との連携は、社会課題の解決を図る上で有用な手法の一つとなっています。

このことを踏まえ、本市では、社会課題の解決や地域の活性化について幅広く御協力いただける本市のパートナーとして、民間企業などの皆さまと包括連携協定を締結しています。

1. 目 的

（２）本ガイドラインについて

本ガイドラインは、包括連携協定の考え方や運用に関する基本的な事項について整理するとともに、市と事業者等との共通認識を形成するために策定するものです。

（３）用語

用語の定義は以下のとおりです。

用 語	定 義
事業者等	国、地方公共団体以外の民間企業及び大学などの法人その他団体であって、社会課題の解決を図り、地域の活性化や持続可能なまちづくりを進めるため、市との連携・協働の取組を進めることが可能な団体
連携事業	本市と事業者の双方が連携・協働のもと取り組む事業
包括連携協定	連携事業の実施に関して必要な事項を定め、個別の分野に特定せず、多岐にわたる分野において、本市と事業者等双方の合意の上で締結する協定

2. 包括連携協定について

(1) 包括連携協定とは

包括連携協定は、個別の分野に特定して事業を実施する個別協定とは異なり、多岐にわたる分野において、市との連携事業を推進していくための協定です。

種 別	概 要	所 管
包括連携協定	多岐にわたる分野において、包括的に相互協力した取組を行うための協定	企画経営部 企画課
個別協定	災害時相互応援協定など、個別の分野に特定した取組を行うための協定	各課等

(2) 包括連携協定のイメージ



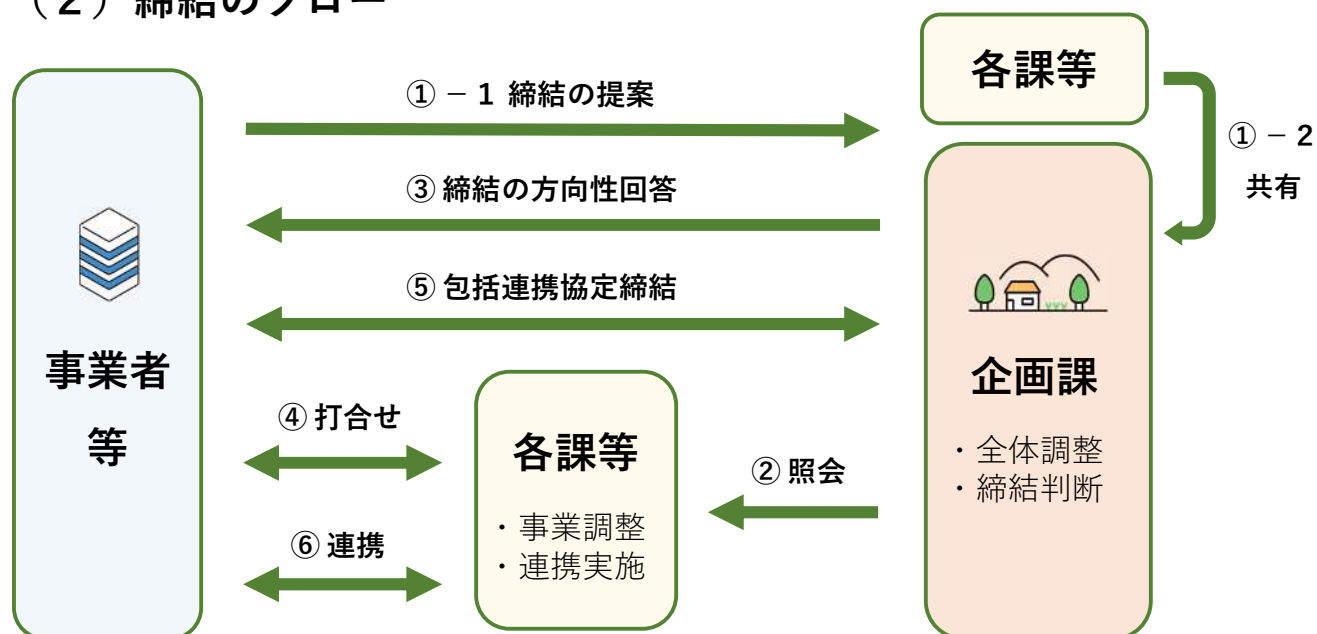
3. 締結までの流れ

(1) 締結の判断

事業者等から包括連携協定締結の提案があった際は、企画経営部企画課が窓口となって提案内容の聞き取りを行った上で、具体的な連携事業の実施意向について、全庁的に照会を行います。その結果、包括連携協定締結の有用性が認められる場合には、締結に向けた事務を進めます。

提案内容が市の方向性と合致しない場合、連携事業の実施が困難である場合又は継続性が見込めないと判断した場合などは、締結を見送ることがあります。

(2) 締結のフロー



4．締結の判断基準

（１）市の施策との整合性

提案内容が、市の総合計画、各種行政計画、地域課題の解決又は市民サービスの向上に資するものであること。

（２）公共性及び公益性

特定の事業者等のみの利益を目的とするものではなく、市民全体の利益につながること。

（３）具体性及び実現性

連携内容、役割分担及び実施手法が具体的であり、実施可能性が認められること。

（４）相互連携による効果

市及び事業者等双方の資源や強みを活用することで、単独実施より高い効果が期待できること。

（５）法令等への適合性

法令、公序良俗及び行政の公平性・中立性に反しないこと。

（６）財政負担等の妥当性

市に過大な財政負担、事務負担又はリスクを生じさせないこと。

5. 締結後の流れ

（１）連携事業の実施

実施に当たっては、一過性のものとならないよう事業の継続性に留意します。また、担当課において連携事業の希望がある場合には、企画経営部企画課を経由せず、担当課と事業者等との間で直接調整等を行うこととします。

なお、窓口が不明な場合には、必要に応じて企画経営部企画課が調整します。

（２）連携事業の把握

企画経営部企画課は、実施状況を把握するため、年１回、包括連携協定に係る予定連携事業及び実績について取りまとめることとします。

（３）連携事業の公表

実施状況は、適宜広報やプレスリリースなどで公表します。市民へ積極的に周知することで、市、事業者等とともにさらなる地域貢献や社会課題解決への取組の促進を図ります。

5. 締結後の流れ

（４）包括連携協定の期間

期間については、協定締結の日から１年としますが、原則として、期間満了の日の１か月前までに市又は事業者等いずれか一方から解約の申出がない場合は、更に１年間更新するものとし、その後も同様とします。

（５）包括連携協定の見直し

原則として、３年以上連携事業の実績がない場合には、事業者と見直しについて協議するものとします。

（６）報告会の開催

事業者等の実績発表の場や、新たな連携事業の検討・見直しの場とするとともに、市だけではなく事業者等同士の連携を図ることを目的として、年１回の報告会を実施します。

報告会は、毎年度第１四半期（４月～６月）に実施することとします。



多賀城市

包括連携協定に関するガイドライン

令和 8 年 8 月

多賀城市企画経営部企画課

〒985-8531

宮城県 多賀城市 中央二丁目 1 番 1 号

TEL 022-368-2290

FAX 022-368-2369

MAIL kikaku@city.tagajo.miyagi.jp